

令和 6 年

第 1 0 回農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 0 月 7 日（月）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第4号）
日程第4 報告（報告第1号から第3号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（25人）

1 番	白山	一男	2 番	高原	和重
3 番	林	康弘	4 番	土佐	好廣
5 番	木下	栄作	6 番	川腰	康子
7 番	山本	康雄	8 番	田邊	秀男
9 番	樋上	豊	10 番	島倉	忠悦
11 番	長谷	吉宗	12 番	長谷川	達夫
13 番	高橋	彰	14 番	堀	正
15 番	表	隆夫	16 番	齊田	博美
17 番	松井	正	18 番	明石	茂
19 番	末永	久義	20 番	炭谷	一三
21 番	坂井	吉三郎	22 番	瀧田	秀成
23 番	高越	博	24 番	山崎	善夫
25 番	北田	幹夫			

欠 席 委 員（0人）

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について
議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について

- 第4 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延

主 査 高木 淳也

副 主 幹

主 事

村下 哲也

新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後1時57分

議長（堀会長）

ただいまから、令和6年第10回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「20番 炭谷委員」「21番 坂井委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第２の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第３ 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第１号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号13番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号13番について説明します。

申請者である譲受人は、現在、〇〇市内の賃貸にて夫婦と子供2人の4人家族で生活しています。将来的には現在の住居では手狭になることや人生設計を見据えた上で住宅建築について検討してきた結果、このたび申請地において住宅を取得する計画に至りました。

主である〇〇氏の勤務先は〇〇市内ですが、妻の勤務先は〇〇市内であり、当面は子供たちを保育園に預けながら家事を行っていく必要があることから、送迎や通勤時間など妻への負担に極力配慮できる場所を重視した上で候補地について検討を重ねてきました。今回の申請地は、妻の勤務先が近く友人や仲間も多い土地柄で、近年の大島地区の商業施設や公共施設の充実ぶり及び将来的な子育て・教育環境面からも居住するにおいて適地であると判断したものです。

なお、住宅の建築においては、擁壁を設置した上で土砂等が流出しない旨や雨水排水についても周辺に被害が及ばないことを誓約していますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号14番について、林委員から説明をお願いします。

林委員

議案第2号の申請番号14番について説明します。

申請者である譲受人は、夫婦と子供2人の4人家族であり、現在は射水市内の実家にて父母及び祖父母を合わせた計8人で共同生活を行っています。子供の成長とともに実家での生活が手狭になることや駐車場のスペースに

についても懸念され、加えて本年１月に発生した地震等の影響もあって日に日に住宅を建築したいと考えていたところです。

主である〇〇氏は、今春から射水市内で勤務することとなり、将来的に異動に伴い勤務地が変更しても通勤に負担が少ない交通利便性を特に重視しながら候補地について検討を重ねてきた結果、このたび市内のほぼ中央に位置する〇〇地区で住宅を建築する計画に至りました。

住宅建築においては、擁壁等を設置し周辺に土砂が流出しないことや近辺の土地及び農業用施設に対して細心の注意を払う旨を誓約しており、関係各者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第２号の申請番号１５番について、高橋委員から説明をお願いします。

高橋委員

議案第２号の申請番号１５番について説明します。

申請人の受人は、平成１８年に主に中古自動車の販売等を目的として会社を設立しました。現在、申請地の東側に位置する既存地には約１３０台分の駐車場を所有しており、事業の好調に伴い、取り扱い台数が増加していることから、駐車スペースが不足している状態です。敷地内の通路等にて駐車対応していますが、安全面や業務効率に大変支障を来していることから、このたびの駐車場整備計画に至りました。

駐車場については、大型車両が通行可能な道路沿いであることや近隣への騒音等を考慮し、利用計画相当分の面積で土地を分筆した上で整備するものです。小型自動車１７台分及び車両の搬入搬出のための通路を設ける予定で、面積としては妥当であると考えます。

隣接地との境界には擁壁を設け、土砂の流出など周辺農地に被害が及ばないこととします。また、雨水については敷地内に一部自然浸透させるとともに、排水については西側に隣接する排水路に排出します。土地改良区とも協議済みで、地元関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第２号の申請番号１６番について、白山委員から説明をお願いします。

白山委員

議案第２号の申請番号１６番について説明します。

申請人の受人は、平成８年に会社設立後、平成１５年から現在の名称として貨物運送業等を行っています。事業好調の要因もあり社員数の増加やトラックの増車などを経て、現状の敷地利用では手狭で利便性も悪いことから今回駐車スペースの配置換えを予定しており、駐車場を拡張する計画に至りました。

受人が現在所有する業務用トラックが１７台で、社員の自家用車１５台分を敷地内の事務所通路などに駐車している状況です。そのためトラックの出

入りの際には、車両を移動している状態で、安全面及び業務効率からも支障を来しています。早急に対応する必要があると判断し、既存敷地の配車を見直すとともに、申請地において社員用駐車場を新たに整備するものです。

これまで近隣における非農地での整備についても検討を重ねましたが、やはり業務効率の観点から今回の申請地が適地であると判断したものです。駐車場整備においては周辺に土砂を流出させないこと、近隣地に被害が及ばない旨を誓約しており、地元関係者からも同意を得ていますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号17番について、土佐委員から説明をお願いします。

土佐委員

議案第2号の申請番号17番について説明します。

申請者である譲受人は、現在〇〇市内の賃貸アパートにて夫婦2人で生活しており、将来的には子供を育てることを見据えた上で、今後アパートでは手狭になることから住宅建築について以前から検討し、このたび住宅の取得計画に至りました。

主である〇〇氏は〇〇市内に勤務していることから通勤等に係る主要道路への交通利便性を重視し、公共施設及び医療施設との距離が近いことに魅力を感じており、今回の申請地が適地と判断したものです。加えて、妻の実家が〇〇地内で、将来的な子育ての協力を親に仰ぎたい考えや親の介護などを考慮しながら検討を重ねてきたものです。夫婦ともに実家は〇〇市内ですが、実家敷地内において同居及び増築する余裕がない状態です。

夫婦ともにスローライフへの憧れがあり、転用許可後は敷地内で家庭菜園を行う予定としており申請面積としては妥当であると考えます。住宅建築においては、擁壁等を設置し近隣に土砂が流出しないことや周辺土地及び農業用施設に対して細心の注意を払う旨を誓約しており、関係各者からは同意を得ていますので慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第２号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— （議案第３号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第３号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（浅木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第３号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第３号の農用地利用集積計画については、原案どおり決定することに可決されました。

— （議案第４号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第４号 農用地利用集積等促進計画案についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（新保）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

高越委員

この事業を使うことのメリットはありますか。

事務局（新保）

譲渡人が受けられるメリットは主に2つ。1つ目は譲渡所得における800万円の特別控除。2つ目は、売買契約書の作成が不要であることによる収入印紙税の負担がなくなることや、登記関係書類の提出に係る負担軽減等の所有権移転に係る手続き上の負担の軽減等です。

譲受人が受けられるメリットも主に2つ。1つ目は不動産取得税の控除。2つ目は所有権移転に係る手続き上の負担の軽減等です。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第4号の農用地利用集積等促進計画案については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に日程第4 報告です。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議

題といたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

北田委員

申請番号５５番について、議案第２号の農地法第３条の案件では申請地が５筆であったが、ここでは２筆なのは何故か。

事務局（高木）

農地法第３条の申請地５筆のうち２筆に賃貸借権がついていた。

北田委員

私が知っているのでは、５筆全てアCONDさんが耕作していたと思うが、書類上はそうになっていなかったのか。

事務局（高木）

書類が出されないと把握できないので、農地台帳上の耕作者と実態とが違っていることは稀にある。

議長（堀会長）

質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第２号の説明） —

議長（堀会長）

報告第２号 農地法第３条の３の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和6年第10回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時45分

令和6年第10回 農業委員会総会その他協議・報告事項

1 次回開催場所と時刻について

- ・開催日 令和6年11月6日（水）午後2時から
- ・会場 射水市役所大島分庁舎3階大会議室

2 令和6年度富山県農業委員会研修大会

- ・日時 令和6年11月13日（水） 13時30分～16時まで
- ・会場 アイザック小杉文化ホール ラポール「ひびきホール」
（射水市戸破1500番地）

※ 欠席の場合は、10月31日（木）までに事務局へお知らせください。

3 「能登半島地震義援金」に係る預り証の発行申請について

議 長

署名委員

署名委員